「医療的ケアを必要とする児童の学童クラブの利用に関する同意書」

|  |  |
| --- | --- |
|  | 医療機関に対する診療報酬等（主治医指示書等に係る費用及び文書料等）及び医療的ケアに必要な器具、消耗品に係る費用を負担します。 |
| ② | 医療的ケア実施に必要な医療的具等を清潔な状態に保ち学童クラブへ持参します。 |
| ③ | 学童クラブ利用時に当該児童の健康状態を連絡票で学童クラブへ知らせます。 |
| ④ | 学童クラブ利用前に健康観察をし、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、欠席して家庭で様子をみます。 |
| ⑤ | 学童クラブ利用中に発熱・嘔吐・下痢など発症した時には、電話連絡して児童の状況の連絡を受け、体調によっては、お迎えに来ます。また、必ず連絡が取れるようにします｡ |
| ⑥ | 学童クラブ内で感染症が一定数以上発症した場合の利用の判断は、保護者等の責任で行います。また、学童クラブの判断で利用を控える場合があることを了承します。 |
| ⑦ | 学童クラブが必要と認める場合、主治医等を受診することを了承します。 |
| ⑧ | 当該児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施学童クラブが判断した場合、保護者に連絡をするとともに主治医に連絡を行い、必要な対応を行います。また、当該児童を救急搬送し、受診または治療が行われることを了承します。 |
| ⑨ | やむを得ない事情により医療行為を行なう看護師等が勤務できないなど、医療的ケア実施の体制が取れない場合は、学童クラブの利用ができないことがあることを了承します。 |
| ⑩ | 万が一、災害時に保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定して、３日分の薬や栄養剤など児童にとって必要な物を災害時対策として、預けます。 |
| ⑪ | 児童の病態の変化等により、区が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として利用辞退となることを了承します。 |
| ⑫ | 学童クラブを安全にご利用いただくために、保護者から提出された申請内容等について、保護者同意の上、児童が居住する地区の担当保健師に意見を求め、医療的ケア児支援検討委員会で共有することを了承します。 |
| ⑬ | 主治医意見書、医療的ケア指示書の内容を中野区医療的ケア児総合嘱託医に情報提供することを了承します。 |
| ⑭ | 医療的ケアが必要な児童の状況について、保護者の同意を得て他のお子さんの保護者との間で共有する場合があることを了承します。 |
| ⑮ | 中野区外に転出された場合は、退所することを了承します。 |
| ⑯ | ～⑮のほか、学童クラブとの間で取り決めた事項を順守します。 |

中野区長様

確認事項について、全て同意の上で申込みます。

　　　　年　　　月　　　日

保護者署名